奈良県シニアサッカーリーグ実施要項(2021 年度)

2020 年 5 月 13 日

追記・改定　2020 年 12 月 30 日

主催

奈良県シニアサッカー連盟(以下『連盟』という。)

1．目的

連盟の運営を円滑に行うため、この条項を定める。

2．運営（細則あり）

シニアリーグを運営する為に、各リーグに運営委員を置く。

3．参加資格（細則･特記事項あり）

毎年、連盟が定める締切期日までに、加盟登録を完了したシニア種の単独チーム（O50 特例有）とする。

※女子選手参加に関しては細則規定に準ずる。

4．試合方法

① 試合時間　25 分(20 分)ハーフとする（25 分(20 分)＋5 分＋25 分(20 分)）　(細則あり)

② 交代選手　再交代可能とする。

③ 競技規則　現行の日本サッカー協会競技規則に準ずる。

④ そ の 他　勝敗の決しない場合は引分けとし、延長は行わない。

5．リーグの運営

① 組み合わせ･日程

各リーグの競技委員は組合せおよび日程を決定し、運営委員の承認を得その旨を所属する各チームに通知する。

但し、組合せ及び日程の決定後において個別チームの都合による変更はこれを認めない。

② 予定の変更

リーグの日程･試合会場など、運営の予定に変更が生じた場合、日程については 14 日前、場所については 7 日前までに各リーグの運営委員は所属するチームに通知する。

③ グランドの使用

[1] 準備･後始末（会場担当者指示のもと）

グランドの準備は第 1 試合の両チームが行い、後始末は最終試合の両チームが行う。

[2] 不正行為及びペナルティ

グランド管理者よりチーム名において、グランド使用状況について苦情を受けたチームに対して罰則を課す。当該罰則の内容については、連盟規律委員会がこれを審理･裁定する。

④ 審判(細則あり)

[1] 資格

審判(主審･副審･4 審)は、連盟が認定する資格を有する者が行う。 (細則あり)

[2] 所属：奈良県協会所属審判員とする。

[3] 審判手帳

審判を行う者は、審判員証を携帯し、4審にこれを提示する。

[4] 割り当て

審判の割り当ては各リーグの競技委員が行うが、派遣要請を受けたチームは正当な理由なくこれを拒否してはならない。

[5] 不正行為及び罰則

割り当てられた審判員が連絡なしに審判を行わなかったとき、または連盟が認定する資格を有さない者に審判を行わせたとき、並びに理由なく審判の割り当てを拒否したときは、その者が所属するチームに罰則を与える。以降の処置については連盟規律委員会がこれを審理･裁定する。

⑤ 棄権敗・不戦敗　（細則あり）

[1] 棄権敗

各リーグの運営委員会で定められた試合当日に、やむを得ない事情により試合を行うことが不可能となったチームは、その日の８日前までに相手チームの了解を取り各リーグの運営委員長に報告しなければならない。この場合、当該チームのその試合の成績を「棄権敗」とする。「棄権敗」を複数回繰り返したチームに対しては罰則を課す。当該罰則の内容については連盟規律委員会がこれを審理・裁定する。

[2] 不戦敗

試合当日にキックオフの時刻に出場できる選手が7名未満(6人以下)のチームの当該試合の成績を「不戦敗」とする。試合中に出場できる選手が7名未満(6人以下)になったチームの当該　試合の成績についても「不戦敗」とする。「不戦敗」を複数回繰り返したチームに対しては　罰則を課す。当該罰則の内容については連盟規律委員会がこれを審理・裁定する。

[3] 特別措置

チームメンバー内にて新型コロナ感染症者(濃厚接触者)が出た場合に活動停止となる特別措置を適応する。（細則）

６．競技（試合）の運営・規則

① 警告及び退場　(細則あり)

[1] 退場

主審より退場を命ぜられた選手及び、ベンチ内で退席処分を受けた者は、原則次節の１試合を出場停止とする。以降の処分については、連盟規律委員会が審理・裁定する。

※退場内容により期間の延長（規律委員会にて）あり。

[2] 警告

リーグ期間中、3試合にわたり警告を受けた選手は、次節の１試合を出場停止とする。

又、以降の処置については、連盟規律委員会が審理・裁定する。

[3] 処分の波及(Ⅰ)

退場による次節１試合の出場停止処分に限り、当該処分を受けるべき選手に対する処分が未了のままリーグが終了した場合、来期の公式戦の１節目に処分を波及させる。

[4] 処分の波及(Ⅱ)

リーグ期間中に受けた警告については、各カップ戦にはそれを波及させない。但し、退場処分（累積による退場を含む）を受け、その処分が未了の場合にはこれを波及させる。

② メンバー表の提出（細則あり）

試合開始30分前までに、メンバー表2部（連盟登録済み）を会場担当者（四審）に提出する。

連盟登録済みとは各カテゴリー競技委員の確認と連盟競技委員長の確認印押印のあるもの。

③ 試合結果の報告

会場担当者（4審）は当日の試合結果報告書を速やかに各リーグの競技委員及び競技委員長に報告する。

④ 運営及び行為に関する事項

・要項（細則）に規定されている事項及び、その他の尊厳すべき事項を守らないチームには規律委員会で協議し、勝ち点減・昇格取り消し・降格・除名・その他の措置を取る場合がある。

・本委員会・連盟に対し非協力的、又は運営に支障をきたす行為を繰り返すチームは規律委員会で協議し、勝ち点減・昇格取り消し・降格・除名・その他の措置を取る場合がある。

・試合中、練習中を問わず各会場内外の器物を破損した場合、当該チームにおいて弁償するものとする。故意に器物を破損（未遂含む）した場合は規律委員会で協議する。

⑤ 試合中断に関する事項 (細則あり)

負傷者への対応、施設（照明等）トラブルや不具合、雷及び豪雨などで試合を中断に関する事項。この際、施設利用時間までに当日の試合が消化できないと判断された場合は当該試合を中断し、再試合とする。

⑥　試合球はすべてのリーグにおいて連盟配布指定球を使用すること。（細則あり）

７．成績および順位

① 勝点

勝ち（棄権勝、不戦勝を含む）３点、引き分け１点、負け０点、不戦敗－３点

② 順位の決定

1. 勝点の多い順
2. 1が同一の場合は得失点差
3. 1と2. が同一の場合は総得点
4. 1と2と3が同一の場合は対戦成績
5. 1と2と3と4が同一の場合は同一順位とするが、リーグの入れ替えに関わる順位の場合は順位決定戦を行う。

③ リーグの入替

[1] プレミア―1 部の入れ替えについて

・プレミアリーグ 9 位・10 位のチームは 1 部リーグに自動降格
・プレミアリーグ 8 位のチームは 1 部リーグ 3 位のチームと入れ替え戦
・1 部リーグ 1 位・2 位のチームはプレミアリーグに自動昇格
・1 部リーグ 3 位のチームはプレミアリーグ 8 位のチームと入れ替え戦

[2] 1 部―2 部の入れ替えについて

・1 部リーグ 10 位、11 位のチームは 2 部リーグへ自動降格
・1 部リーグ 9 位のチームは 2 部リーグ 3 位のチームと入れ替え戦
・2 部リーグ 1 位、2 位のチームは 1 部リーグへ自動昇格
・2 部リーグ 3 位のチームは 1 部リーグ 9 位のチームと入れ替え戦

特記事項:シーズン終了後来期シーズンに新規参加チームある場合は委員により検討し決定する事。

８．ユニフォーム（細則あり）

各チームはユニフォームを色の違うものを2着試合会場に持参する事とする。

※ （公財）日本サッカー協会 ユニフォーム規定を準用する事。

９．要項(細則)の変更と適応

リーグにより競技要項を変更する場合は必ず競技委員長ならびに委員長に申し出、協議し承認を得る。

１０．要項(細則)ならびに規約の厳守

奈良県シニアサッカー連盟に属し、奈良県シニアサッカーリーグに参加するチーム又は選手は
は奈良県シニアサッカーリーグ要項を遵守し又、奈良県シニアサッカー連盟の規約ならびに運営委員会決定事項を厳守するとともに、運営委員会活動業務、協会活動に積極的に参加する事。

１１．連盟委員の任期について

・奈良県シニアサッカー連盟を構成する各リーグにおける運営・協議・総務・審判・規律委員は第一回全体総会に決定後 1 年間とする。
・連盟委員長　　任期 5 年　就任後 4 年目に次期委員長を決定し補佐とする。
・競技委員長　　任期 5 年　就任後 4 年目に次期委員長を決定し補佐とする。
・総務委員長　　任期 5 年　就任後 4 年目に次期委員長を決定し補佐とする。
・審判委員長　　任期 2 年

委員長・競技委員長・総務委員長・審判委員長の決定方法

決定においては奈良県シニアサッカーリーグの参加チーム代表者の中から委員長、競技委員長総務委員長の推薦をもって選出する。

奈良県シニアサッカーリーグ実施要項細則(2021 年度)

2020 年 5 月 13 日

追記・改定　2020 年 12 月 30 日

2．運営に関して細則

別紙運営委員会組織の構成メンバーをもって運営にあたる事とする。

3．参加資格細則

① 040 カテゴリーに関しては日本サッカー協会（奈良県サッカー協会）所属シニア種別で加盟登録された単独チームである事。
選手は上記に所属し 1982 年（昭和 57 年）4 月 1 日までに生まれた選手である事。
（※女子選手参加に関しては上記①細則に準じる。）

② 050 カテゴリーに関しては日本サッカー協会（奈良県サッカー協会）所属シニア種別で加盟登録された単独チーム若しくは、日本サッカー協会所属（奈良県サッカー協会）シニア種別で加盟登録されたメンバーにより構成された単独チームもしくは合同チーム(特例-1)も可とする。
選手は上記に所属し 1972 年（昭和 47 年）4 月 1 日までに生まれた選手である事。
（※女子選手参加に関しては上記②細則に準じる。）

特例-1

050 カテゴリーに関して特例として合同チームである事の規定として過半数以上は同登録チーム選手で構成される事を条件とし、これに関しては 2021 年度～2022 年度において適応する。

特例-2-1

050 カテゴリーに関して特例としてアンダー枠規定を設ける事とする。
（特例アンダー枠規定とは②規定の生まれ月日以降で 1974 年（昭和 49 年）4 月 1 日までに生まれた選手であればメンバーを 2 名まで試合に参加出場を認める）

特例-2-2　（女子選手枠特例）

特例-2-1(050 アンダー枠規定において)　18 歳以上（高校生不可）出場可とする。但し日本サッカー協会所属（奈良県サッカー協会）加盟登録された選手。社会人等、その他特例-2-1 において出場する選手は選手証を競技委員長に提出し許可を受けメンバー登録する事。

③ 全ての選手はスポーツ障害保険に加入し参加する事とする。

④ チーム内に有資格者審判員（4 級以上 2 名）を確保する。

⑤ 参加エントリー期間
2021 年 2 月 1 日から 2 月 15（継続チーム）　2021 年 2 月 1 日から 2 月 20（新規チーム）
上記までの期間に所定のリーグ参加申込書(加盟登録届け)を連盟に提出し承認を受ける事。
新規参加チームにおいては所定期間に加盟登録届けを連盟に提出し審査及び（ヒアリング）を受け承認を受ける事。(※所定期間とは連盟より各年度毎に告示)

4．試合方法

①　試合時間においては各リーグの運営に委ね（グランド確保時間等）検討し決定する。

5．リーグの運営

④ 審判　[1]　資格　は4級以上とする。　※主審・副審・4審共、有資格者とする事。
審判服に関して主審・副審・4審全てにおいて上下着は審判服着用する事を必須とする事。
4審(及び会場担当)に関してはHP上の運営について会場担当編、4審の役割内容を厳守する事。

審判に関する特記事項
審判割り当ては選手登録の無い者でも可とする。
※但し、登録内容確認表の所属審判(有資格者)に登録された者に限る。

⑤ 棄権敗・不戦敗における得点ならびに勝ち点

棄権敗・不戦敗においては 0 : 5 とし、試合開始以降の不戦敗においては 0 : 3(勝ち点－3 点)とする。

棄権敗・不戦敗における罰則

・回数毎において罰則を課するものとする。

・一回目において----対戦相手チームの次節以降の担当審判代行

・二回目において----対戦相手チームの次節以降の担当審判代行+会場担当代行(三回目以降は同じ)

且つ、棄権負又は不戦負を二回以上行うと次期リーグに関しては降格とする。

これらの罰則を規律委員から対象試合日程を指示し上記罰則に当たるものとする。

[3] 特別措置に関して

チーム所属選手にて新型コロナ感染症者(濃厚接触者)が出た場合に活動停止となる措置を適用しチーム及び所属選手において3週間(発症日より)の活動停止とする。

(シニア連盟に関わるリーグ戦及び大会を対象とするが、練習試合等個々チームの活動も自粛対象)

なお、活動停止期間に予定されているリーグ戦及び大会は棄権敗とする。

６．競技(試合)の運営・規則

① 警告及び退場

1. 同一ゲームにおいて 2 枚のイエローカードで同ゲーム退場。次節ゲーム（1 ゲーム）出場停止。
2. レッドカードで退場。基本次節ゲーム（1 ゲーム）出場停止。

但しレッドカードの場合は何試合出場停止とするかは内容により連盟規律委員会にて審理・裁定。

（悪質な場合数試合の出場停止もありうる）

3. 累積イエローカード 3 枚で次節ゲーム（1 ゲーム）出場停止。

（以降の処置については連盟規律委員会にて審理・裁定）

4. 同一ゲーム中イエローカードを受け次にレッドカード。

次節からのゲーム出場停止とし（2 同様）イエローカードは累積で残る。

② メンバー表の提出

メンバー表チェック時にメンバーからの健康チェックリスト未提出（確認欄チェックなし）の場合はそのメンバーは会場担当者(四審)に健康チェックリストを提出し必ずチェック確認を受ける事。

チェック確認のない場合は出場できない。　確認欄チェック及び代表署名は直筆とする。

選手証の承認条件

1. JFA から発行された電子登録選手証に写真（顔）を登録したもの。
2. コピー可（印字が判別できるもの）写真（顔）を登録されたもの。

※ リーグにおいてはコピーされたものを準備する事。

※ コピーされたものに写真を貼り付けたものは認めないものとする。

⑤ 再試合の場合（再開の起点）

1, 得点有無に関係なく中断時点からの再開とする。

2, 警告、退場は全て中断時点までを継続適応する。

3, 人数（選手）は中断時点と同様とする。

但し、当初の試合のメンバー表出場欄に〇印の記載がありメンバーチェックを受けた者のみ出場可能とする。(当初試合の当日参加予定外のメンバーを含めない為とする)

再試合の場合の試合結果報告書への記載義務

・当該試合の総得点記入欄に「〇〇分〇〇秒中断　再試合」と記載

・特記事項欄に詳細事項を記載。

・会場担当者は各リーグ運営委員に報告し、運営委員は再試合の為の日程調整を行う。

・中断があった場合は次節リーグ戦の前に再試合を行う事とする。

※再試合の前に他のカードを実施した場合、警告、退場の処分が他の試合で適応されるのを防ぐ為にある。(警告、退場処分がない場合はこれにあたらず。)

雷による中断の要旨

雷鳴が聞こえたら直ちに試合を中断し、30分待ち30分後に回復していれば、試合を行う。
再度雷鳴が聞こえたら、その時点から更に30分待つ。

⇒試合前の場合：　開始時間に間に合わない場合、第1試合は中止。
以降（第2試合・第3試合）も同様。

⇒試合中の場合：　当該試合を中断とし、30分後に回復していれば再開。
それ以降の試合開始時間をずらすため、第3試合が中止となる。
全試合中止の場合､試合途中の試合についての再試合は上記の通りとする。

※会場担当者は中断により中止となる試合における当該チームへ試合中止となる旨を連絡する。

⑥　特記事項　試合球(連盟配布指定球)は、050、060 リーグが 400g（シニア軽量球）900hPa を使用。

８．ユニフォームに関する細則

基本：（公財）日本サッカー協会 ユニフォーム規定を準用する事。

奈良県シニアサッカーリーグにおける特例

特例①　原則シャツ、パンツ、ソックスに関して色の違う 2 種類を所持する事が望ましいが
（削除項目：シャツ部分のみ色の違うものでも使用可とする。）

特例②　アンダーシャツ、アンダーショーツに関して（公財）日本サッカー協会 ユニフォーム規定を準用する事。（シャツ袖、ショーツの主たる色のものを使用）
※ショーツの主たる色、または、ショーツの裾の部分と同じ色でなければならない。
同一チームの競技者が着用する場合、同色のものとする。
但し特例としアンダーショーツに関してはチームで統一する事を条件として黒を使用可。
他府県や全国大会等への出場の場合は（公財）日本サッカー協会 ユニフォーム規定準ずる。

特例③　ユニフォーム（シャツ及びショーツ及びソックス）に関し同色、同柄であればメーカー等マークの有無や違いまでは認めるものとする。（マークとはワンポイント部分とする）
帯状の文字は柄として扱い不可とする。

特例④　アンダーウエアを違う色を着用する場合は袖口より見えない所まで上げる事で対処する。

注意事項

① ビブス着用は不可とする。
② キャプテンマークを着用する事。
（050 リーグアンダー枠着用の黄色とは色の違うものを着用する。）
③　組み合わせ表における左記側のチームをホームチーム扱いとし右記側をアウェイチーム扱いとし原則ホーム側にユニフォーム選択権を与える。
④　胸番号及びチーム名（エンブレム可）必要とする。

登録・移籍に関する取り決め事項

①　040 リーグ　同チーム間での移籍は（複数回）可、但しリーグ同節の試合の出場は不可とする。
②　050 リーグに関しては単独チーム又は合同チームを可とする為、必ずチームメンバー登録を行い競技委員長の押印のあるもの（メンバー表）のみを有効とする。
メンバーの追加、抹消ある時はその都度競技委員長の押印を必要とする。
メンバー登録受付はリーグ試合期日の 8 日前までとする。
承諾なく他チームで試合に出場した場合はその試合を出場したチームの不戦敗とし
その選手及びそのチームの代表又は主将は 3 試合の出場停止とする。
050 リーグに関しての移籍においても 040 リーグ内容と同じする。
③　所属リーグ終了後に他リーグチーム(未終了)への移籍を禁止。
④　040・050 リーグ共第三のチームへの移籍は登録上可能であるが公式戦(リーグ・大会)出場は不可。

特記事項

全日本シニアサッカー大会(040,050)関西大会奈良県予選参加チーム規約

① 040 カテゴリーに関しては日本サッカー協会（奈良県サッカー協会）所属　シニア種別で加盟登録された単独チームである事。
選手は上記に所属する 1982 年（昭和 57 年）4 月 1 日までに生まれた選手である事。

② 050 カテゴリーに関しては日本サッカー協会（奈良県サッカー協会）所属　シニア種別で加盟登録された単独チームである事。
選手は上記に所属する 1972 年（昭和 47 年）4 月 1 日までに生まれた選手である事。

③ 参加前年度までに 1 年以上奈良県シニアサッカーリーグに参加実績のあるチームである事。
（参加実績においては奈良県社会人サッカーリーグでも可とする）
但し③に属するチームであってもメンバーの過半が 1 年以上奈良県シニアサッカーリーグ又は奈良県社会人サッカーリーグに参加実績のある事。

④ ③以外で新規参加チームであっても過半が 1 年以上奈良県シニアサッカーリーグ又は奈良県社会人サッカーリーグに参加実績のあるメンバーにて構成されたチームは参加可とする。
（過半とはエントリー時総人数の過半の意味とする。選手証等にて確認を要する。）

⑤ 全日本シニアサッカー大会(040,050)奈良県予選参加チームはチームとして継続維持し奈良県シニアサッカー(040,050)各リーグに参加する事又はしている事。
各リーグとは 040 参加の場合は 040 リーグ、050 参加の場合は 050 リーグを意味する。

⑥ 060 カテゴリーに関しては日本サッカー協会（奈良県サッカー協会）所属　シニア種別で加盟登録された単独チーム又は合同チーム又は選抜チームである事。
選手は上記に所属する 1962 年（昭和 37 年）4 月 1 日までに生まれた選手である事。
選抜チームの場合は連盟主催の選抜選考セレクションにおいて決定する事。

⑦ 選手は奈良県予選で出場したチーム以外（関西大会、全国シニア大会において）のチームでの出場を禁じる。項目⑦においては逆参加（他府県からの参加）も禁じる。
違反チームにおいては同年度においては代表となった場合の取り消し及び次年度の本大会の参加不可とする。